

取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等について

平成 30 年 4 月 17 日

日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

我が国株式市場は取引所金融商品市場と取引所金融商品市場外における取引により構成されているが、市場全体の公正性及び透明性を確保し投資者保護を図る観点からは、投資判断に重大な影響を与えるおそれのある情報が生じその内容が不明確である場合等には、取引所金融商品市場外においても適切に売買停止措置等が講じられる必要がある。

平成 28 年 12 月 22 日に「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」が取りまとめられたが、そのなかでも、「取引所、PTS 等の関係者において所要の態勢整備を行うとともに、売買停止等に至るまでの判断や連携の手順等について具体的に検討が進められるべきである。」とされている。

これを受け、本協会「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、取引所外売買に関し、認可会員による売買停止措置の適切性の確保、協会の売買停止措置に係る適切な態勢整備の明確化及び本協会の売買停止措置のあり方等について検討を行った。

今般、その検討結果等を踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正

- (1) 平成 14 年 12 月 27 日付「証券会社の事故処理のための取引に係る本協会規則の適用関係について」（日証協（規審）14 第 327 号・（市エ）14 第 86 号）の内容について規則において明文化し、協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し、未確認売買等の不適切行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。（第 4 条第 4 項）
- (2) 協会員は、金融商品取引所が、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合等として上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により売買が再開されるまでの間、当該上場株券等の取引所外売買等を成立させてはならないものとする。（第 6 条）

- (3) 協会員は、上場株券等の取引所外売買等（認可会員の認可業務による取引所外売買又はその媒介等及び参加会員による認可会員の認可業務により執行される注文の認可会員への媒介等を除く。以下（4）において同じ。）を行おうとする場合には、金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報等の有無を確認できる態勢を整備しなければならないものとする。（第6条の2第1項）
- (4) 協会員は、取引所取引時間外に、上場株券等又はその発行者に関し投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報を知った場合に、直ちに金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間、当該上場株券等の取引所外売買等を成立させないための態勢を整備しなければならないものとする。（第6条の2第2項）
- (5) 会員が、自らの海外関連会社との間で、当該会員又は当該海外関連会社とその顧客との間で行った上場株券等のポジション移管を目的とする取引所外売買を行おうとする場合には、金融商品取引所による売買の停止等に関わらず、これを行うことができるものとする。（第6条の3）
- (6) 認可会員は、認可業務を取り扱う時間内において、金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならないものとする。（第6条の4第1項）
- (7) 認可会員は、上場株券等又はその発行者等に関し投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報であってその内容が不明確である場合等において、認可業務による当該上場株券等の取引所外売買を適切に停止する措置を講じるために必要な態勢を整備しなければならないものとする。（第6条の4第2項）
- (8) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止する場合には、当該上場株券等の銘柄名及び売買を停止する期間等について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならないものとする。（第6条の4第3項）
- (9) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止した場合には、当該上場株券等の銘柄名及び売買を停止した期間等について、遅滞なく本協会に報告しなければならない。（第6条の4第4項）
- (10) 本協会は、金融商品取引所が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合において、当該上場株券等の取引所外売買を停止する措置を講じないものとする。（第6条の5）
- (11) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買の申込みに係る価格等及び売買価格等の情報を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならないものとする。（第17条の4）
- (12) その他所要の規定の整備を図るものとする。

2. 「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正

- 上記1. を踏まえ、所要の整備を図るものとする。

3. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則における取引所外売買の停止に関するガイドライン」の制定
 - 上記1. を踏まえ、協会員が上場株券等の取引所外売買の停止の取扱いに関し、標記ガイドラインを制定する。

4. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則第6条第1項第1号の規定による取引所外売買の停止に関するガイドライン」の廃止
 - 上記1. 及び2. に伴い、標記ガイドラインを廃止する。

Ⅲ. 施行等の時期

改正後の規則及び細則並びに上記Ⅱ. 3. のガイドラインは、平成30年7月1日から施行する。

また、上記Ⅱ. 4. のガイドラインは、平成30年6月30日をもって廃止する。

以 上

- 本件に関するお問合せ先：
日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8481)

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

平成 30 年 4 月 17 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p>5 認可会員 上場株券等の私設取引システム運営業務 (金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「金商業等府令」という。) 第 1 条第 4 項第 9 号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。) の認可を受けた会員をいう。</p> <p>6～8 (現行どおり)</p> <p>9 <u>参加会員</u> 認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (省 略)</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>5 認可会員 上場株券等の私設取引システム運営業務 (金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 9 号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。) の認可を受けた会員をいう。</p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>4 <u>協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し金商業等府令第 118 条第 1 号イからホまでに掲げる行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 4 条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
<p>(協会員による売買の禁止等)</p> <p>第 6 条 <u>上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が、当該上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合として当該上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により当該</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>上場株券等の売買が再開されるまでの間（当該金融商品取引所が当該上場株券等の売買を停止した日の取引所取引時間（取引所金融商品市場における取引時間をいう。以下同じ。）内に売買を再開しない場合には、翌日（当該金融商品取引所が定める休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の取引開始時までの間）、当該上場株券等につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会員においては当該協会員が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。</u></p> <p><u>（認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買を成立させないための管理態勢整備）</u></p> <p><u>第6条の2</u> <u>協会員は、取引所外売買（認可会員の認可業務による取引所外売買を除く。以下この条において同じ。）又はその媒介等（認可会員の認可業務による取引所外売買の媒介等及び参加会員による認可会員の認可業務により執行される注文の認可会員への媒介等を除く。以下この条において同じ。）を行おうとする場合には、次の各号に掲げる情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる情報については、取引所取引時間外に取引所外売買又はその媒介等による取引所外売買を行おうとする場合に限る。</u></p> <p><u>1 第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報</u></p> <p><u>2 上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報</u></p> <p><u>3 第6条の4第3項に定める認可会員による上場株券等の売買の停止に関する情報のうち同条第2項第2号に掲げるもの</u></p> <p><u>2</u> <u>取引所取引時間外において前項第2号に掲げる情報を知った場合には、金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間について、会員にあっては当該会員が行う当該上場株券等の取引所外売買の成立を停止する態勢を整備し、協会員にあっては当該協会員が媒介等を</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>行う当該上場株券等の取引所外売買の成立を停止する態勢を整備しなければならない。</u></p>	
<p>(<u>売買の停止等に係る適用除外</u>)</p>	
<p>第6条の3 <u>前2条の規定にかかわらず、会員が当該会員の海外関連会社（金商業等府令第177条第6項に定める関係会社である外国法人をいう。以下同じ。）との間で、当該会員又は当該海外関連会社はその顧客との間で行った上場株券等の売買に係るポジションを移管することを目的として行う当該上場株券等の取引所外売買については、これを行うことができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(<u>認可業務における売買の停止等に係る態勢整備</u>)</p>	
<p>第6条の4 <u>認可会員は、認可業務を取り扱う時間内において、第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>2 <u>認可会員は、次の各号に掲げる場合において、認可業務による取引所外売買を直ちに停止するために必要な態勢を整備しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>1 <u>第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報を知った場合</u></p>	
<p>2 <u>上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容が周知される必要があると認められる場合</u></p>	
<p>3 <u>上場株券等の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認められる場合</u></p>	
<p>4 <u>認可業務に係る売買システムの稼働に支障が生じた場合で、上場株券等の売買に係る認可会員の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認められる場合</u></p>	

新	旧
<p>5 <u>転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、必要があると認められる場合</u></p> <p>3 <u>認可会員は、前項に基づき認可業務による取引所外売買を停止する場合には、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならない。</u></p> <p>1 <u>銘柄名</u></p> <p>2 <u>銘柄コード</u></p> <p>3 <u>取引所外売買を停止する期間（売買停止日時及び売買再開日時をいい、売買再開日時が未定である場合はその旨）</u></p> <p>4 <u>取引所外売買を停止する理由</u></p> <p>5 <u>その他本協会が必要があると認める事項</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>4 <u>認可会員は、第2項に基づき認可業務による取引所外売買を停止し、又は売買を再開した場合には、次の各号に掲げる事項を遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</u></p> <p>1 <u>銘柄名</u></p> <p>2 <u>銘柄コード</u></p> <p>3 <u>取引所外売買を停止した期間（売買停止日時及び売買再開日時をいう。）</u></p> <p>4 <u>取引所外売買を停止した理由</u></p> <p>5 <u>その他本協会が必要があると認める事項</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(本協会による 売買の停止等)</p> <p>第6条の5 <u>本協会は、次の各号のいずれかに掲げる場合において、公益又は投資者保護のために必要かつ相当であると認めるときは、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>1 <u>上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</u></p> <p>2 <u>本協会が売買等の状況に異常がある</u></p>	<p>(売買の停止等)</p> <p>第6条 <u>本協会は、次の各号に掲げる場合には、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。</u></p> <p>1 <u>金融商品取引所が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合</u></p> <p>2 <u>上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</u></p> <p>3 <u>本協会が売買等の状況に異常がある</u></p>

新	旧
<p>と認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でない と認める場合</p> <p>3 その他本協会が必要であると認める場合</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等)</p> <p>第6条の6 (現行どおり)</p> <p>2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客(参加会員を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(参加会員への通知)</p> <p>第17条の4 認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第17条の2第1項各号及び前条第1項各号に掲げる事項を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成30年7月1日から施行する。</p>	<p>と認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でない と認める場合</p> <p>4 その他本協会が必要であると認める場合</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等)</p> <p>第6条の2 (省 略)</p> <p>2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客(参加会員 <u>(認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。以下同じ。)</u>を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」
の一部改正について

平成 30 年 4 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(認可会員が空売りをを行う場合の裏付けの確認等)</p> <p>第2条 認可会員は、規則 <u>第6条の6</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム(規則 <u>第6条の6</u> 第1項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。)において空売り(信用取引を除く。以下同じ。)を行う場合において、自社の顧客(参加会員(規則 <u>第2条第9号</u> に規定する参加会員をいう。))を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置(金融商品取引法施行令第 26 条の2の2に規定する決済措置をいう。以下同じ。)が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p>	<p>(認可会員が空売りをを行う場合の裏付けの確認等)</p> <p>第2条 認可会員は、規則 <u>第6条の2</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム(規則 <u>第6条の2</u> 第1項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。)において空売り(信用取引を除く。以下同じ。)を行う場合において、自社の顧客(参加会員(規則 <u>第6条の2</u> 第2項に規定する参加会員をいう。))を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置(金融商品取引法施行令第 26 条の2の2に規定する決済措置をいう。以下同じ。)が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>2～4 (省 略)</p>
<p>(認可会員が空売りをを行う場合の明示及び確認)</p> <p>第3条 認可会員は、規則 <u>第6条の6</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りをを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p>	<p>(認可会員が空売りをを行う場合の明示及び確認)</p> <p>第3条 認可会員は、規則 <u>第6条の2</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りをを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。</p>	

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」 における取引所外売買の停止に関するガイドライン

平成30年4月17日制定

日本証券業協会

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下「規則」という。）第6条並びに第6条の2第1項及び同条第2項において、認可会員以外の協会員（以下「協会員」という。）は上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の停止及びそのために必要な態勢を整備することとされているが、次の事項について留意する。

なお、このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、規則で定めるところによる。

1. 規則第6条において、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、協会員は、当該上場株券等の売買又は媒介等による取引所外売買を成立させてはならないとされているが、次に掲げる事由については、原則として、取引所外売買を停止しないこととし、取引当事者である協会員が個々にその取扱いを判断することとする。

(ア) コーポレート・アクション等により受渡決済に支障が生じる場合

(イ) 取引所のシステム障害の発生等

(ウ) 清算機関又は決済機関のシステム障害の発生等

(注1) 振替機関のシステムの稼働等に重大な支障が生じた場合であって、当該支障の解消の見通しが不明である等、取引所外売買に係る決済を行うことができるかどうか不明であるときは、状況に応じて、取引所外売買についても、停止することとする。

(エ) その他（相場の急騰急落等での緊急措置、売買の取消しの可能性の周知等）

(注2) 相場の急騰急落等での緊急措置の場合については、関係諸機関等との連携又は調整を行い、その取扱いを判断することがある。

(注3) 広域的なリスクの発現の結果として、取引所外売買に係る緊急時事業継続計画（以下「BCP」という。）が発動された場合における当該取引所外売買の取扱いについては、BCPで定めるところによる。

2. 規則第6条の2第2項の規定により協会員が整備すべき態勢とは、金融商品取引所の有価証券上場規程により上場株券等又はその発行者等に関し開示が必要とされる情報の有無を確認し、特に次に掲げる情報が生じている場合において、会員にあっては当該会員が行う当該上場株券等の取引所外売買の停止、協会員にあっては当該協会員が媒介等を行う当該上場株券等の取引所外売買の停止に関し、適切に対応できる態勢をいう。

(ア) 公募増資の実施又は中止

(イ) 株主割当増資の実施又は中止

(ウ) 第三者割当増資の実施、中止又は失権

(エ) ライツ・オフアリングの実施又は中止

- (オ) 資本金の額の減少（無償減資を除く。）
- (カ) 株式の併合
- (キ) 株式交換
- (ク) 株式移転
- (ケ) 合併
- (コ) 会社分割
- (サ) 過年度決算の訂正
- (シ) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (ス) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (セ) 解散（合併による解散を除く。）
- (ソ) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- (タ) 公開買付け又は公開買付けに準ずる行為の被買付会社となる会社の運営、業務、財産又は有価証券に関する重要な事項
- (チ) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (ツ) 行政庁による法令等に基づく処分又は違反に係る告発
- (テ) 親会社の異動
- (ト) 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (ナ) 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- (ニ) 債務免除等の金融支援
- (ヌ) 資源の発見
- (ネ) 上場株券等である転換社債型新株予約権社債券の全部又は一部の繰上償還
- (ノ) 監理銘柄又は整理銘柄に指定されると考えられる事項（他の取引所金融商品市場又は外国金融商品市場との重複上場銘柄が行う一部の上場市場の上場廃止申請等を除く。）

付 則

このガイドラインは、平成30年7月1日から施行する。